

第4回社会福祉施設職員等退職手当
共済制度の在り方に関する検討会
令和8年7月16日

参考資料1

民間企業等における退職手当の実施状況

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

退職給付制度の有無

- 退職給付制度を設けている企業の割合は約75%となっている。なお、社会福祉法人と同程度の規模である従業員100人未満の企業では約70%となっている。
- 退職給付制度を設けている企業の内訳をみると、「退職一時金制度のみ」を採用している企業が69%（従業員100人未満では約77%）と大半を占めている。
- このほか、「退職年金制度のみ」が約10%（同約7%）、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」が21%（同約16%）となっている。

第28表 産業・企業規模、退職給付（一時金・年金）制度の有無、
退職給付（一時金・年金）制度の形態別企業割合

(単位：%)

産業・企業規模					全企業 ¹⁾	退職給付（一時金・年金）制度がある企業 ²⁾				退職給付（一時金・年金）制度がない企業	(再掲) 制度がある	
							退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度併用		退職一時金制度がある（両制度併用を含む）	退職年金制度がある（両制度併用を含む）
T 調	査	産	業	計	100.0	74.9 (100.0)	(69.0)	(9.6)	(21.4)	24.8	(90.4)	(31.0)
	1,000	人	以	上	100.0	90.1 (100.0)	(25.9)	(27.0)	(47.1)	8.8	(73.0)	(74.1)
	100	～	999	人	100.0	85.7 (100.0)	(55.6)	(14.4)	(30.0)	14.1	(85.6)	(44.4)
	300	～	999	人	100.0	88.8 (100.0)	(41.9)	(17.9)	(40.2)	11.1	(82.1)	(58.1)
	100	～	299	人	100.0	84.7 (100.0)	(60.3)	(13.2)	(26.5)	15.1	(86.8)	(39.7)
	30	～	99	人	100.0	70.1 (100.0)	(77.2)	(6.6)	(16.2)	29.5	(93.4)	(22.8)

注：1) 「全企業」には、退職給付（一時金・年金）制度の有無が「不明」の企業を含む。

2) () 内の数値は、退職給付（一時金・年金）制度がある企業に対する割合である。

出典：厚生労働省令和5年就労条件総合調査より

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数

- 全産業における退職一時金の受給に必要な最低勤続期間についてみると、「3年以上4年未満」とする企業が6割弱を占めている。
- また、「3年以上」とする企業を合計すると、調査産業計では**71.8%**、社会福祉法人と同程度の規模である従業員**100人未満**の規模の企業では**74.4%**となっており、いずれも7割を超えている。

第32表 退職事由、産業・企業規模、退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業割合
及び1企業平均最低勤続年数

(単位：%)

退職事由、産業・企業規模					社内準備を採用している企業 ¹⁾									1 企業平均最低勤続年数 (か月)		
					勤 続 年 数 階 級											
					1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上	不明					
自己都合																
T 調	査	産	業	計	[56.5]	100.0	4.5	12.7	9.3	57.0	2.8	12.0	1.7	35.8		
1,000		人	以	上	[91.6]	100.0	9.5	14.1	16.3	52.3	1.2	5.0	1.6	30.5		
100		～	999	人	[69.6]	100.0	3.9	13.4	13.0	57.9	2.4	8.8	0.6	34.3		
	300		～	999	人	[79.6]	100.0	4.8	16.6	14.5	53.6	1.1	8.6	0.9	34.1	
	100		～	299	人	[66.4]	100.0	3.5	12.1	12.5	59.6	2.9	8.9	0.5	34.4	
30		～	99	人	[49.6]	100.0	4.5	12.2	6.6	56.7	3.2	14.5	2.3	37.0		

注：1) []内の数値は、退職給付一時金制度がある企業に対する、支払準備形態に社内準備を採用している企業割合である。

出典：厚生労働省 令和5年就労条件総合調査より

加入・勤続年数別、退職手当の支給水準の比較

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度、国家公務員及び民間企業（注1）における退職手当の支給水準（支給乗率又は月収換算月数）を比較

注1 民間企業の退職金支給水準（月収換算月）は、人事院「令和3年民間企業の勤務条件制度等調査（民間企業退職給付調査）」（従業員50人以上）及び厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」（社会福祉法人と同程度の規模の従業員100人未満の企業の場合）に係る調査結果を参考に比較した。なお、当該調査結果は一部の勤続年数区分（注2）に限られて調査されていること、また、便宜上、「民間企業50人以上」については、乗率が存在しない期間について補助線を引いている。

注2 「民間企業50人以上」は勤続年数を5年ごとの区分で調査している。一方、「民間企業30～99人」は5年間を一括りとした区分で調査しており、また最長区分は「35年以上」の数値となっている。

注3 調査結果上、「民間企業30～99人」の支給水準は退職一時金及び退職年金を含んでいる。一方、その他のデータは退職一時金のみを対象としている。

【支給乗率・月収換算月数】 ※支給乗率及び月収換算月数は、退職給付額が月給の何ヶ月分に相当するかを示す数値

